

昭47不2、昭48.1.23

命 令 書

申立人 秋田相互銀行労働組合

被申立人 株式会社秋田相互銀行

主 文

本件申立てを棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者等

(1) 被申立人株式会社秋田相互銀行（以下「銀行」という。）は、肩書地に本店を置き、県内外に支店41店舗を有し、相互銀行法に基づく預金・掛金・為替・貸出・代理などの諸業務を営む会社で、本件申立当時の従業員数は約840名である。

(2) 申立人秋田相互銀行労働組合（以下「労組」という。）は、銀行の従業員で組織する労働組合であり、昭和47年11月1日現在の組合員数は31名である。

なお、銀行には、労組のほかに秋田相互銀行従業員組合があり、昭和47年11月1日現在の組合員数は706名である。

(3) 申立外A1（以下「A1」という。）は、昭和36年4月1日銀行に入社し、鹿渡・角館・十文字の各支店に勤務して現在に至っている。

また、同人は、昭和36年12月労組結成と同時に加入し、その後同41年に中央委員、同46年9月に執行委員となって現在に至っているが、本件発生当時は中央委員の職に

あり、角館支店に勤務していた。

## 2 A 1 の行為とその前後の経緯

(1) 労組は、昭和46年2月28日の第37回臨時大会において、昭和46年春闘の要求項目を決定し、スト権を確立した。

(2) さらに労組は、同年3月8日春闘要求書を銀行に提出する一方、翌3月9日中央闘争委員会を開催し、要求実現のための具体的方針について討議した。

その結果、銀行に対するスト通告は、状況をみていずれ行なうこととし、それまでの間要求の具体的推進をはかる一環として書記局強化のため、執行委員および中央委員が原則として各自の年次有給休暇を利用して、交替で書記局に詰めることを決定した。

(3) なおA 1 は、中央委員の一人としてこれら臨時大会ならびに中央闘争委員会にはいずれも出席していた。

(4) A 1 は、同月18日昼すこし前、A 2 労組書記長（以下「A 2 書記長」という。）から「書記局強化のため明日休んで応援に来てほしい。」との電話連絡を受け、明日行く旨答えた。そして、同日午後4時40分頃、角館支店の宿直日誌に「46. 3. 19指名ストA 1 ㊟」と書いたメモをはさんで退社した。

(5) 翌3月19日朝、B 1 角館支店長代理（以下「B 1 代理」という。）は、前日の宿直者であったC 1 行員から宿直日誌に前記A 1 のメモがはさまっていたとの報告を受けたため、午前9時10分頃B 2 総合企画部主任調査役（以下「B 2 主任調査役」という。）に電話し、A 1 が指名ストで休んでいる旨報告した。

そこでB 2 主任調査役は、午前10時すぎA 2 書記長に電話し、A 1 の指名ストについて尋ねたところ、A 2 書記長は「本人が来なければわからないが、組合ではスト権はたてているけれどもスト通告はしてない段階だ。従って指名ストではないはずだ。」と答えたため、B 2 主任調査役は「これは山猫ストじゃないか。スト通告もしてないなかでストをやるのか。」などと述べた。

(6) A 1 は、同日午前9時すこし前の列車で角館を発ち、同11時30分頃組合事務所に着

いたが、A 2 書記長から「指名ストで来たのか」と尋ねられ、「そうだ。」と答えた。そのためA 2 書記長は、A 3 労組執行委員長（以下「A 3 委員長」という。）に連絡し、指示を仰いだ結果、すぐA 1 に休暇申請を出させることになった。

そこでA 1 は、急きょ角館支店に電話し、電話に出たB 1 代理に「指名ストは自分の勘違いであったので休暇扱いにしてほしい。」旨話すとともに、同じ電話でA 2 書記長も同内容の申し添えをした。これに対しB 1 代理は、いま支店長が不在で昼頃まで戻らないが、そういう用件は支店長に話してくれという趣旨のことを述べた。

さらに同日午後0時10分頃A 1 は、再度角館支店に電話し、B 3 角館支店長（以下「B 3 支店長」という。）に休暇扱いにしてほしい旨願い出た。これに対しB 3 支店長は、虚偽の申立てであり、職場規律の点からも就業規則上の有給休暇扱いと同じに取り扱うわけにはいかないとの理由でこの申し出を拒否した。

(7) そのためA 2 書記長は、もう一度A 3 委員長と連絡をとったが、結局書記局強化をしなくていいからすぐ職場に戻って仕事をするようにということで、A 1 は、急きょ秋田駅発午後0時50分頃の列車で角館に向い、途中大曲からタクシーに乗り継いで、同日午後2時40分頃角館支店に着いた。

(8) そこでB 3 支店長は、A 1 を応接室に呼び欠勤の理田を問いただしたところ、A 1 は「大変ご迷惑をおかけした。先ほど電話で申し上げたように私の勘違いで指名ストではなかったので休暇にしてもらいたい。」旨述べたので、さらに同支店長が「その勘違いというのはどういう勘違いなのか」と尋ねたところ、A 1 は「大会でスト権が確立されたので実力行使が可能の状態であると判断したこと、自分が組合事務所に到着してから指名ストの指令を出してもらおうよう考えていたが、それができなかったことなどで、結局指令が出る前に勝手に自分の判断で実力行使に入った結果になった。」という趣旨のことを述べた。そこで同支店長は、A 1 に「今日のことは私の一存では決められないので後で処置する。」旨述べた。

(9) その後同日午後3時10分頃、A 1 は、B 1 代理に「3月19日、8時40分より14時40分まで休暇と指名ストを勘違いした為遅刻しましたから就業規則第30条の規定により

御承認下さるようお願い申し上げます。」と記載した遅刻届を提出した。

- (10) 同日午後4時40分頃、B3支店長は、B2主任調査役の指示にもとづき、3月19日の経緯とA1が同支店長に述べた発言内容などを文書に作成し、本部（総合企画部）に報告した。

### 3 A1に対する減俸処分

- (1) 昭和46年3月22日、B2主任調査役は、B3支店長に電話で「先に提出した報告書の内容で間違いないか」と確認し、さらに「一応自分もそれを確認するため明日そちらに行く。」旨連絡した。
- (2) 翌3月23日朝、角館支店に赴いたB2主任調査役は、A1を応接室に呼びB3支店長同席のもとに、同支店長の報告書について一つ一つ確認を求めた。これに対しA1は、「それに間違いない。」と返答し、一切を認めた。
- (3) さらに、B2主任調査役が「他に何か言うことはないか」と尋ねたところ、A1は「18日の電話の1週間ぐらい前にも、事務所に一度事務援助に来てもらいたいというような依頼を受けたが19日はちょっと具合が悪いという意味のことを返事したことがある。」という趣旨のことを述べた。

最後にB2主任調査役は、A1に対し「いずれ帰ってから今回の件については支店長を通じて指示する。」旨述べた。

- (4) 翌3月24日朝、B2主任調査役は、B3支店長に対し「本人から、今回のことについて勘違いなら勘違いなりに故意なら故意なりに、そういう意味の始末書を提出させるように。」との指示をした。

そこでB3支店長は、A1を応接室に呼び、始末書の提出を求めたが、A1は「私は口頭ではあるが何度も詫びてるじゃないか、始末書を書くほどのことではないじゃないか。」と応じなかった。

さらにB3支店長は、同日午後2時30分頃にもA1を応接室に呼び、始末書を書くよう要求したが、A1は「26日の午前10時までに回答する。それ以外何も申し上げることはない。」と返答し、それに応じなかった。

- (5) しかし、結局同月26日、A 1は「今般3月19日の私の行動（休暇と指名ストを勘違いして8時40分より14時40分まで職場を放棄したこと）は銀行に対して大変御迷惑をおかけ致しました。今後二度とこのようなことのないよう充分反省致して居りますので何卒寛大な処置をして下さるようお願い申し上げます。」と記載した始末書をB 3支店長に提出した。
- (6) そこでB 3支店長は、直ちにその旨を本部（総合企画部）に電話で報告するとともに「本人より別添の始末書が提出され、本人も反省している様子でありますので、寛大なご処置を賜りますよう宜敷くお願い申し上げます」と記載した添書をつけてA 1の始末書を送付した。
- (7) 一方、B 3支店長から電話で報告を受けた銀行は、稟議のうえ、同日A 1を減俸処分とすることに決定した。
- (8) 同月29日午後B 3支店長は、A 1を応接室に呼び「去る3月19日自己の独断により指名ストと届出を詐って怠業中、その届出が詐りであることが指摘されるや一方的に就業し、然る後遅刻願を提出した。かかる事実は職員としてあるまじき行為であり、就業規則第29条に違反するものである。依って就業規則第53条2、5号により同規則第52条2号を適用し、減俸処分とする。」との処分辞令を交付した。
- (9) その後銀行は、同年4月21日、A 1の4月分給与39,800円から3,980円を、また同年9月、昭和46年度の賃上げ（昇給）分差額8,850円から885円の合計4,865円をそれぞれ控除した。
- また銀行は、A 1の昭和46年夏の一時金（上期賞与）についても「懲戒を受けたものについては職能給を減率して支給する。」とした労組・銀行間の覚書にもとづき4,062円を控除して支給した。
- (10) 銀行は、労組の本件申立て（昭和47年3月23日）により、A 1の減俸額の誤りに気づいたとして、既に控除した4,865円とA 1の平均賃金の半日分721円との差額4,144円をA 1の昭和47年9月分の給与に加算して同人に支給した。

しかしA 1は、差額分の4,144円は受領できないとして銀行に返戻したため、銀行は

同年 9 月 28 日秋田地方法務局にこれを供託した。

#### 4 就業規則

銀行の就業規則（昭和 25 年 4 月 1 日施行）中関係規定は次のとおりである。

第 7 条 職員の就業時間を左の通り定める。

平日 午前 8 時 40 分始業 午後 4 時 40 分終業

土曜日 午前 8 時 40 分始業 午後 0 時 40 分終業

（略）

第 28 条 職員は病気その他の事由によって出勤し難いときは休暇を申出又は欠勤を願出することができる。

第 29 条 前条による休暇又は欠勤は予め所属上長を経て申出又は願出しなければならない。但し已むを得ない理由でその暇のない時は事後之をなさなければならない。

（略）

第 30 条 遅刻、早退或は外出しようとするときは、書面若しくは口頭を以てその事由等を所属上長に届出なければならない。但しその暇のないときは事後之をなさなければならない。

第 52 条 懲戒は次に掲げる譴責、減俸、昇給停止、降職及び懲戒解雇の 5 種類とし情状によってその 1 又は 2 以上を併科することができる。但し反則輕微なるか又は平素精励にして改しゅんの情顕著なるものに対しては訓戒に止めることがある。

（略）

1 （略）

2 減俸は始末書を取り、1 回について平均賃金の半日分以内を減俸し将来を戒める。

但し 2 回以上にわたる場合に於ても月俸の 10 分の 1 を超えることはない。

3 ～ 5 （略）

第 53 条 左の各号の 1 に該当するときは減俸する。但し情状により譴責、昇給停止又は降職することができる。

1 （略）

2 勤務に関する手続き、その他の届出を詐ったとき。

3～4 (略)

5 会社の風紀秩序を紊したとき

6～11 (略)

以上の事実が認められる。

## 第2 判断および法律上の根拠

1 労組は、「A1に対する銀行の減俸処分は、労組を敵視し弱体化をはかって来た銀行が、A1の勘違いによる指名スト通告に藉口し、労組の弾圧を狙った不当労働行為であるから、右減俸処分を取り消し、減俸した金8,927円の支払いと陳謝文を掲示せしめる救済命令を求める」旨主張し、銀行は、「A1の職務離脱行為は、届出を詐り、会社秩序を紊し、会社として放置することができないから、これに対する銀行の処分は、就業規則に照らしてなしたやむをえない人事上の措置であって、不当労働行為にあたらない」旨主張して争うので、以下判断する。

### 2 A1の「勘違い」について

まず、A1の指名スト通告について、労組は、A1がA2書記長の書記局強化の要請を指名ストの指令と勘違いしたものであって、わざわざ賃金カットの不利益を受け、すぐに露見する詐りの届出をするはずがないと主張する。

しかしながら、前記認定のとおり、A1が、昭和46年3月19日午後2時40分頃銀行の角館支店に到着するや、直ちに応接室においてB3支店長から「勘違い」の意味を尋ねられたところ、A1は、「大会でスト権が確立されたので実力行使が可能の状態であると判断し、自分が組合事務所に到着してから指名ストの指令を出してもらうよう考えていたが、それができなかったので、結局指令が出る前に勝手に自分の判断で実力行使に入る結果になった。」という趣旨のことを述べたことが明らかであり、さらに、同月23日におけるB2主任調査役の調査の際にも、右の事実を記載したB3支店長の報告書に間違いのない旨確認しているのである。右の事実からすれば、A1のいう「勘違い」の意味は、労組が主張するように、A1がA2書記長の年次有給休暇による書記局強化の要

請を指名ストの指令と誤認したものというべきではない。これより先、労組は、同月9日の中央闘争委員会において、書記局強化は原則として有給休暇をとって行なう旨決議しており、これに参加したA1としても右の決議を十分熟知していたはずであり、組合の活動歴の長いA1が、指名ストと有給休暇とを混同するとは到底考えられない。畢竟、A1は、当日銀行の決算時期に入り業務多忙のため、有給休暇を申請しても承認がえられないものと考え、それならば組合事務所に行ってから指名ストの指令を出してもらおうと安易な速断を下したものと解するほかはない。のみならず、同月18日より1週間前頃にも、A2書記長からA1に対し書記局強化の要請の電話のあったことが窺われるのであって、このことからしても、有給休暇による場合は通常4、5日前に電話連絡があるのに、本件においては前日電話があったためA1が指名ストの指令と「勘違い」した旨の労組の主張は採用し難い。

果してしからば、A1の本件における一連の行動は、銀行の就業規則第53条第2号所定の「勤務に関する手続き、その他の届出を詐ったとき」に該当するものというべきである。

### 3 A1の減俸処分について

次いで労組は、A1に対する処分について、A1は自己の勘違いに気づくや直ちに休暇願いを申し出ており、当日A1がいなければ営業に重大な支障をきたす事情はなかったのである。しかるに、銀行は、始めから「詐りの届出」と極めつけ、始末書の提出を強要してA1を処分し、しかも処分の内容は、甚しく過重かつ不当であるから、A1の組合活動を嫌悪してなした不利益処分であると主張する。

なるほど、労組が主張するごとく、銀行がA1の休暇願いを拒否し、A1に対して始末書の提出を求め、A1を減俸処分に付した事実は明らかである。また、当初のA1に対する減俸額が基本給および昇給分差額の10分の1であって、「1回について平均賃金の半日分以内を減俸し将来を戒める」と規定した就業規則第52条第2号に反することも事実である。従って、銀行がこの点につき給与係の計算上の過誤であったとし、事後において精算の手続きをとったとしても、軽率のそしりを免がれず、銀行側の杜撰な措置

は責められるべきである。

しかしながら、本件におけるA1の行為が銀行の就業規則第53条第2号に該当すること前記のとおりであって、極めて穏当を欠き、労使間の信義則に反するものであるから、銀行が、同人のこの行為を捉えて就業規則に照らし減俸処分に付したことは、蓋しやむを得ないところといわなければならない。このように銀行のA1に対する処分は、合理的理由があり、妥当性を欠いたものとはいえないのであって、もとより不当労働行為意思に基づくものということとはできない。

以上のとおり、A1に対する本件減俸処分の適用にあたって、当初銀行側にいささか慎重な配慮を欠いた嫌いはあるが、その後精算を了して瑕疵は治癒されており、銀行が就業規則第53条第2号によってA1を減俸処分に付したのは相当であって、この処分をもって、不当労働行為に該するということはできず、A1の組合活動を嫌悪したものともなし難い。従って、労組の請求にかかる本件救済の申立は、理由がないから棄却すべきである。

- 4 以上の事実認定および判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条および労働委員会規則第43条によって、主文のとおり命令する。

昭和48年1月23日

秋田県地方労働委員会

会長 柴田久雄